

令和4年第6回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 11月29日～12月13日：15日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
11月29日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第3号 3. 第41号議案～第59号議案 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論・採決 ┘
11月30日	水	休 会		
12月 1日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 第41号議案～第49号議案 第51号議案～第59号議案 [質疑・委員会付託]
12月 2日	金	休 会		
12月 3日	土	休 会		
12月 4日	日	休 会		
12月 5日	月	休 会	委員会	
12月 6日	火	休 会	委員会	
12月 7日	水	休 会	委員会	
12月 8日	木	休 会	委員会	
12月 9日	金	休 会	委員会	
12月10日	土	休 会		
12月11日	日	休 会		
12月12日	月	休 会		
12月13日	火	開 議 午前10時		1. 決議案第2号 2. 同意案第4号～同意案第6号 3. 第41号議案～第49号議案 第51号議案～第59号議案 4. 意見書案第13号～意見書案第16号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 委員長報告・質疑・討論・採決 ┘

諸 般 の 報 告

第6回中間市議会定例会

令和4年11月29日

(報告書の受領)

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、令和4年10月12日付で教育長から受領した。
2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和4年11月7日、15日、22日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 令和4年度一般会計及び特別会計等 | 令和4年9月分 |
| (2) 令和4年度中間市水道事業会計 | 令和4年9月分 |
| (3) 令和4年度中間市公共下水道事業会計 | 令和4年8月～令和4年9月分 |

3. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、令和4年11月28日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 中鶴公営住宅(1期)新築工事(建築工事)請負契約の契約金額の変更について
・契約金額 変更前 798,206,310円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額72,564,210円)
変更後 799,059,800円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額72,641,800円)

議事日程(第1号)

令和4年11月29日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第3号 中間市等公平委員会委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第50号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第41号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 5 第42号議案 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
(日程第4・日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 第43号議案 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第44号議案 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第45号議案 中間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第46号議案 中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第47号議案 中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第48号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第49号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第51号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第54号議案 中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
(日程第6～日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第52号議案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第53号議案 中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
(日程第15・日程第16 提案理由説明)

- 日程第17 第55号議案 中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止する条例
(日程第17 提案理由説明)
- 日程第18 第56号議案 中間市総合計画条例
- 日程第19 第57号議案 なかま夢応援奨学基金条例
(日程第18・日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広場)
(日程第20 提案理由説明)
- 日程第21 第59号議案 中間市道路線の変更について
(日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
16番 中野 勝寛君	

欠席議員(1名)

15番 井上 太一君

欠 員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	教育長 ……………	片平 慎一君
総務部長 ……………	田代 謙介君	市民部長 ……………	米満 孝智君
保健福祉部長 ………	篠田 耕一君	福祉事務所長 ………	蔵元 洋一君
教育部長 ……………	船津喜久男君	建設産業部長 ………	村上 智裕君
環境上下水道部長 ……………			末廣 勝彦君

消防長	……………	林 誠志君	総務課長	……………	井上 篤君
企画課長	……………	芳賀麻里子君	介護保険課長	……………	友廣 慎也君
建設課長	……………	原口 憲一君	上水道課長	……………	田中 秀一君
選挙管理委員会事務局長	……………				中野 義雄君

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書記	志垣 憲一君
書記	東 隆浩君	書記	本田 裕貴君

午前10時00分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。これより令和4年第6回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔を空けておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月13日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2. 同意案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第2、同意案第3号、中間市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆さんおはようございます。

同意案第3号、中間市等公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

中間市等公平委員会委員であります竹内稔氏の任期が令和5年1月18日で満了となりますことから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ、人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び中間市等公平委員会共同設置規約第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。これより同意案第3号、中間市等公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は同意することに決しました。

日程第3. 第50号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、第50号議案、中間市一般職職員の給料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第50号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年の人事院勧告に基づき、一般職職員の給与の改定を行うものでございます。

近年の人事院勧告においては、期末手当の引下げ等マイナス改定が続いておりましたが、民間において新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しの動きが見られるとともに、物価上昇の影響もあり、民間の給与水準が上昇していることから、本年の人事院勧告では、給料表の給料月額にあつては、30歳代半ばまでの若年層について給与水準を平均0.3%引き上げることにより、大卒程度の初任給を3,000円、高卒程度の初任給を4,000円引き上げ、本年4月1日に遡及し適用すること、期末勤勉手当にあつては、民間

の支給割合に見合うように0.1か月分引き上げ、勤勉手当に配分すること等が勧告されております。

なお、施行日につきましては、給料表に係る改正は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用することといたしております。また、勤勉手当に係る改正は、本年に支給される手当に係る改正にあつては令和4年12月1日から、来年以後に支給される手当に係る改正にあつては令和5年4月1日から施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第50号議案は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。これより第50号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第41号議案

日程第5. 第42号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、第41号議案及び日程第5、第42号議案の補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第41号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申

し上げます。

今回の補正予算は、国の制度改正に対応するための事業費や国県返還金等を計上するほか、新たに実施の必要が生じた事業に要する経費につきましても計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、性質別経費につきましては、人件費におきまして、人事異動に伴う款項ごとの過不足の内部調整等を行うとともに、予算に関する説明書として給与費明細書につきましてもあわせて提出しております。

次に、目的別経費につきましては、総務費におきまして、物価及びエネルギー価格高騰の影響により庁舎で使用する消耗品の購入費や電気料金に不足が見込まれることから、消耗品費に110万円、光熱水費に140万円を追加計上いたしております。また、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に3,470万円を計上する一方で、事業の財源調整に伴い、財政調整基金積立金を6,710万円減額いたしております。加えて、先月14日に選挙期日等の臨時特例に関する法律案が閣議決定され、県議会議員選挙が来年4月9日に実施される見込みとなりましたことから、投票所入場券の印刷及び発送並びにポスター掲示板の設置といった本年度中に必要となる経費に710万円を計上いたしております。なお、この中には、期日前投票所を中間市総合会館ハピネスなかまに試行的に設置するための経費も含まれております。

民生費におきましては、事務費の減額に伴い特別事業会計国民健康保険事業繰出金を200万円減額する一方で、中間市総合会館調理室内の空調機が故障したため、これを更新し設置するための経費として230万円を計上いたしております。また、新型コロナウイルス感染症の対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童健全育成事業を行う事業所における放課後児童支援員等の収入を3%、月額9,000円程度引き上げるための措置として、賃上げ効果が継続する方法で処遇改善を実施する事業所を補助する放課後児童支援員等処遇改善事業補助金に200万円を計上いたしております。なお、本年9月分までの処遇改善については、当初予算に計上いたしておりましたが、10月分以降の処遇改善についても同様に、国の子ども・子育て支援交付金の対象となることが決定されたことから、このたび補正予算に計上するものでございます。

土木費におきましては、老朽化が著しい筑前垣生駅の駅舎の屋根及び外壁を再塗装するための経費として470万円を計上いたしております。

教育費におきましては、後ほど第57号議案でご提案いたします、いただいた寄附を給付型奨学金の財源として積み立てる基金を新たに設置することに伴う積立金に2,000万円、エネルギー価格高騰の影響により小学校のガス料金や電気料金に不足が見込まれることから、燃料費に90万円、光熱水費に350万円をそれぞれ追加計上いたしております。また、舞台装置が老朽化し落下等の危険性があるため立入禁止としている体育

文化センターの舞台につきまして、大会本部席等として使用するために必要な修繕料として340万円を計上いたしております。

次に、歳入につきまして、地方特例交付金におきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付の見込みがなくなったことに伴い、2,700万円全額を減額いたしております。

国庫支出金におきましては、過年度分の保育所施設型給付金に290万円、子ども・子育て支援交付金に60万円をそれぞれ追加計上いたしております。

県支出金におきましては、過年度分の保育所施設型給付金に110万円、子ども・子育て支援交付金に60万円、県議会議員選挙執行経費交付金に710万円をそれぞれ追加計上いたしております。

寄附金におきましては、先ほどご説明いたしました教育費に対する寄附金といたしまして2,000万円を計上いたしております。

諸収入におきましては、後期高齢者医療市町村医療給付費負担金の前年度分の精算に伴う返還金として550万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,425万3,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ201億3,196万3,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為といたしましては、総務費におきまして、市税等納付書読取機が保守期限を迎えるため、これを更新することに伴う賃借料につきまして、本年度中に契約し導入作業を実施する必要があることから、本年度からの債務負担行為として追加設定するものでございます。また、中間市市民会館なかまハーモニーホールの大ホールにおきましては、本年度のメンテナンスで舞台機構が老朽化し落下等の危険性があると指摘されたため修繕を実施することといたしておりますが、修繕期間が翌年度までに及ぶことから、修繕料4,890万につきまして、本年度からの債務負担行為として追加設定するものでございます。

次に、第42号議案、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の内容といたしましては、国民健康保険被保険者の資格等を管理しております市町村事務処理標準システムの更新に伴い、機器使用料等を300万円減額いたしております。

また、会計年度任用職員の人件費を120万円、令和3年度に交付を受けておりました被保険者努力支援交付金額の確定に伴う返還金を120万円それぞれ追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業に対する国庫補助金を10万円追加し、歳出予算の補正に伴い一般会計繰入金を200万円減額いたしております。

なお、人件費におきまして補正を行っておりますことから、予算に関する説明書として給与費明細書につきましてもあわせて提出しております。

以上により、歳入歳出それぞれ57万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,150万1,000円とするものでございます。

また、債務負担行為といたしましては、市町村事務処理標準システムの更新に伴い、ふくおか自治体クラウドサービスの利用料を追加設定し、システムの機器賃借料を変更いたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算2件に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 6. 第43号議案

日程第 7. 第44号議案

日程第 8. 第45号議案

日程第 9. 第46号議案

日程第10. 第47号議案

日程第11. 第48号議案

日程第12. 第49号議案

日程第13. 第51号議案

日程第14. 第54号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第6、第43号議案から日程第12、第49号議案まで並びに日程第13、第51号議案及び日程第14、第54号議案の条例改正9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第43号議案から第49号議案まで並びに第51号議案及び第54号議案につきましては、関連がございますので、あわせて提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年に関しましては、地方公務員法の規定により、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされておりますところ、このたび、国家公務員の定年年齢が、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度までに65歳に引き上げられることとなりました。

地方公務員法におきましても、かかる国家公務員の取り扱いを受けた改正が行われ、本市においても関係条例の改正の必要が生じたことから、これを提案するものでございます。

本市における定年延長制度の概要といたしましては、まず、職員の定年年齢を国家公務員と同様に65歳まで引き上げるとともに、職員の新陳代謝を計画的に行うことにより、

組織の活力を維持し、公務能率の維持増進を図ることを目的とし、管理監督職を占めている職員について、管理監督職勤務上限年齢である60歳に達した日以後における最初の4月1日に管理監督職以外の職等に降任させる管理監督職勤務上限年齢制を導入するものでございます。

これに加え、定年の引き上げにより、65歳までフルタイムで勤務することが原則となる中で、職員の意思により一旦退職した上で再任用職員として短時間勤務を行うことができる定年前再任用短時間勤務制度、65歳までの任用を確保するため、定年年齢の段階的引き上げが完了するまでの間、現行の再任用制度と同様に暫定再任用職員として勤務することができる暫定再任用制度、次年度に60歳に到達する職員に対し、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供し、今後の勤務の意思確認に努める情報提供・意思確認制度を導入するものでございます。

それでは、各条例の主な内容についてご説明申し上げます。

第43号議案の中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務制度の導入に関連して、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、暫定再任用制度の施行期間における経過措置を設けるものでございます。

第44号議案の中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、分限処分の種類に降給の項目を追加するとともに、管理監督職勤務上限年齢制による転任に伴う降給を行った場合の手続について新たに規定するものでございます。

第45号議案の中間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきにご説明いたしました定年延長制度における各制度の導入に伴い必要となる規定の新設及び改正を行うとともに、定年年齢を65歳とした上での段階的引き上げ並びに定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度の施行期間における経過措置等を設けるものでございます。

第46号議案の中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、60歳に達した日以後に迎える最初の4月1日以後における給料月額が降給前の7割となることに伴い、当該職員が減給の懲戒処分となった場合における減給の上限額を新たに規定するものでございます。

第47号議案の中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例及び第48号議案の中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第43号議案と同様に、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、暫定再任用制度の施行期間における経過措置を設けるものでございます。

第49号議案の中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、管理監督職勤務上限年齢制

の導入に伴い、異動期間が延長された管理監督職を占める職員を育児休業及び育児短時間勤務をできない職員に追加するものでございます。

第51号議案の中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、60歳に達した日以後に迎える最初の4月1日以後における給料月額を降給前の7割とし、当面の間は、調整額が支給されることにより、役職を降任する前の給料月額の7割を保障するために必要な規定を整備するとともに、現行の再任用職員に代わり新設されます定年前再任用短時間勤務職員の給料について規定を整備するものでございます。

第54号議案の中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、さきにご説明いたしました第43号、第47号議案及び第48号議案と同様に、定年前再任用短時間勤務制度の導入に関連して、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、暫定再任用制度の施行期間における経過措置を設けるものでございます。

なお、これらの条例の施行日につきましては、令和5年4月1日を基本としておりますが、情報提供・意思確認制度の導入に係るものについては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正9件に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第52号議案

日程第16. 第53号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第52号議案及び日程第16、第53号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第52号議案、中間市総合会館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、従来、総合会館ハピネスなかまと生涯学習センターで施設ごとに設定されていた開館時間、休館日等について、これらが1つの建物として取り扱われることとなったことを受けまして、これらの見直しを行い、住民ニーズに対応できるようにするものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、まず、総合会館の開館時間につきましては、現在、午前9時から午後6時までとしているものを、日曜日にあつては午前9時から午後

5時までとし、それ以外の日にあっては午前9時から午後9時までとするものでございます。

次に、総合会館の休館日につきましては、現在、週のうち月曜日及び火曜日を休館日としているものを、同会館内に設置している各施設の開所時間に配慮し、月曜日のみに変更するとともに、国民の祝日に関する法律に規定する休日についても休館日とするものでございます。

また、総合会館内に設置されている福祉センターの使用料につきましては、同じく総合会館内に設置されている生涯学習センターと同様に、施設の使用料について市内在住者に配慮した使用料の体系に見直すとともに、受益者負担の観点から、冷暖房の使用料を新たに徴収することとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、周知期間を考慮し、令和5年4月1日といたしております。

次に、第53号議案、中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本市が貸付けを行っております奨学資金につきまして、基金において債権として管理しておりますが、その一部に返済が滞っているものがありますところ、このたび、当該債権のうち、返済の見込みがない4件について、中間市債権管理条例第19条の規定に基づき放棄したことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、基金の総額1,712万円から放棄した4件の債権の総額51万5,500円を減じ、1,660万4,500円とするものでございます。

また、用字用語の見直しもあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第55号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第17、第55号議案、中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第55号議案、中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

さきほど、定年延長制度に関連する複数の条例改正に関するご提案の際に申し上げましたとおり、令和5年度から現行の再任用制度に代わって開始される定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度につきましては、中間市職員の定年等に関する条例において定めることとしております。

これによりまして、現行の再任用制度について定める中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第55号議案に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 第56号議案

日程第19. 第57号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第18、第56号議案及び日程第19、第57号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第56号議案、中間市総合計画条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、本市における総合計画の意義その他の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画を策定するに当たり、手続その他の必要な事項を定めるものでございます。

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む市町村の総合計画については、かつては、地方自治法の規定により、その基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが市町村に対し義務づけられておりました。

平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部改正により、この義務を定めた規定が削除され、法律上は基本構想の策定義務がなくなり、策定及び議会の議決等の取り扱いについては各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市におきましては、平成18年度に中間市第4次総合計画を策定し、同計画の期間が満了して以降、総合計画は策定しておりませんでした。市政全般にわたって、長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的な行政の運営を実施するため、現在、中間市第5次総合計画の策定に向けて準備を進めているところであり、本市における総合計画の策定等に関し必要な事項を定める必要があることから、このたび、この条例を提案するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、まず、本市における総合計画の位置づけ及び構成に

ついて定めております。

次に、策定手続について、基本構想の策定、変更及び廃止をしようとするときは、その重要性に鑑み、議会の議決を経るものとするとしております。また、基本構想又は基本計画の策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、市政にすぐれた識見を有する者で組織する総合計画策定審議会に諮問することとしております。

なお、総合計画策定審議会に関しましては、総合計画策定に係る制度の一体性の観点から今回の条例に包含することとし、現行の中間市総合計画策定審議会条例を廃止することといたしております。

また、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第57号議案、なかま夢応援奨学基金条例について、提案理由を申し上げます。

本年5月、市内在住のお二人の篤志家の方から、多額の寄附をいただきました。

お二人は、「成績優秀で、学ぶ意欲がある中間市内の子どもたちが、家庭の経済状況を理由に大学進学を諦めてほしくない」、「給付型奨学金の資金を中間市に寄附することによって、少しでも多くの子供たちの将来の夢が実現できるよう、応援したい」という思いと高い志を持って、寄附をしてくださいました。

本市では、このお二人の思いと高い志を受けまして、返済の必要のない独自の給付型奨学金制度を創設することといたしました。

それでは、条例の説明に先立ちまして、この新しい奨学金制度の概要について、ご説明申し上げます。

まず、対象者につきましては、本市在住で、成績が優秀であり、かつ日本学生支援機構の奨学生となった者といたしております。

また、奨学金の額及び支給時期につきましては、1人当たり100万円とし、大学での修学に必要なとする費用の一部として、入学前に、一括して給付することといたしております。

次に、対象者の人数は、1年度当たり3人を予定いたしております。

なお、実施開始時期につきましては、令和6年4月に大学への入学を予定している者を対象とする奨学生の募集及び選考を令和5年度に開始することといたしております。

この奨学金制度につきましては、いただいた寄附を原資として、複数年にわたって実施することとしており、当該寄附を積み立てるための受け皿として新たに基金を設置する必要がありますことから、この条例を提案するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に必要な事項を定めるもので、奨学金の給付のために必要な場合に限り処分することができることといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、令和12年3月31日をもって施行するものといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20、第58号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、第58号議案、公の施設の指定管理者の指定について（太陽の広場）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第58号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

太陽の広場は、ゲートボール場、集会所等を備える多世代が交流するための多目的広場であり、住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。

同施設の管理運営につきましては、地域コミュニティ醸成による効果的な管理を目的として指定管理者による管理を行っておりますが、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となります。

同広場につきましては、この目的を達成するため指定管理者による管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和5年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、中間市老人クラブ連合会が、指定管理者として当該施設開設時から現在まで継続して同施設を管理運営しており、同連合会から提出された施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査したところ、適正な管理運営が行われていること、また、集会所内に同連合会の事務所を置き、高齢者の生きがい活動の拠点として地域社会におけるコミュニティ形成及び老人福祉の増進に寄与してきたこと、さらには、中間市高齢者総合保健福祉計画の基本理念であります「支えあい共に住み続けるまちづくり」を理解し、高齢者の孤立化及び孤独死の問題、健康寿命を延ばすための介護予防事業等にも積極的に取り組んでいることなどを総合的に判断した結果、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によることなく、引き続き同連合会を指定管理者の候補として選定いたしております。

指定管理の期間につきましては、公共施設等の統廃合、再編等が進んでいく状況の中、今後示される本市の市政全般にわたる総合的な計画である総合計画の内容や方向性、また、学校施設再編計画の動向を踏まえた上で、迅速な対応が可能となるよう、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とするものでございます。

以上により、中間市老人クラブ連合会を太陽の広場の指定管理者として指定し、指定期間を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第58号議案に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第59号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第21、第59号議案、中間市道路線の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第59号議案、中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更いたします路線は、虫生津1号線の1路線でございます。

この路線につきましては、虫生津工業団地内に位置し、当該路線の一部を隣接する企業のみが利用している状況であることから、道路管理費の低減を目的として、これを変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員8.80メートル、実延長266.72メートルを幅員9.06メートル、実延長187.23メートルに変更するものでございます。

なお、変更後は、当該用地をさきほどご説明いたしました隣接する企業に売却することとしております。

以上のとおり、当該路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第59号議案に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、蛙田忠行君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 蛙 田 忠 行

議 員 掛 田 る み 子